



障害福祉サービス利用について

◎地域で生活をされている方々へ このような心配を抱えていませんか？

ご飯は一人で
作れるかな？

日中一人で家に
居たくないな

働きたいけど
すぐの就職は
不安だな



すぐに一人暮らし
は不安だな

⇒ 障害福祉サービスには、このようなサービスがあります (例)

自宅で食事を一緒に作ってほしい

居宅介護
自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日中一人で家に居たくないな

生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

すぐに一人暮らしは不安だな

共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

働きたいけどすぐの就労は不安だな

就労継続支援（A型・B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（A型：雇成型 B型：非雇成型）



他にも障がい福祉サービスがあります。
障がい福祉サービスを利用するまでの流れは裏面へ!!!

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 （計画相談支援事業所）一覧

事業所名	所在地	電話	主な対象者
共生型地域自立支援センター太陽の丘相談支援事業所	鹿屋市今坂町 12557-1	0994-45-6673	身体・知的・精神・児
指定相談支援事業所 つかわき	霧島市国分上之段 2287-1	0995-48-2776	身体・知的・精神・児
指定特定相談支援事業所 こうゆう	肝属郡東串良町新川西 20-1	0994-63-0234	身体・知的・精神
指定特定相談支援事業所 ちえすと	鹿屋市札元 2 丁目 3708	0994-40-7310	身体・知的・精神・児
指定特定相談支援事業所 b-さぼ〜と	肝属郡東串良町池之原 1223	0994-63-2699	身体・知的
白鳩会障がい者相談支援センター	鹿屋市向江町 20-18	0994-40-9511	身体・知的・精神・児
相談支援事業所 あい	鹿屋市海道町 156	0994-46-2811	身体・知的・精神・児
相談支援事業 あゆみ	鹿屋市寿 4 丁目 1-43	0994-40-7600	精神
相談支援事業所 コパン城山	垂水市新城 5284	0994-35-3003	身体・知的・精神・児
相談支援事業所 虹	鹿屋市吾平町上名 6162-2	0994-58-5051	身体・知的・精神
相談支援事業所 拓	肝属郡肝付町後田 8909-3	0994-65-7045	身体・知的・精神・児
相談支援センター 愛生スマイル	曾於郡大崎町菱田 3596	099-477-1171	身体・知的・精神・児
特定相談支援事業所 ゆらり	鹿屋市串良町有里 7441-1	0994-62-4100	知的
ピアハウス 相談支援センター	鹿屋市笠之原町 7402-1	0994-41-0771	身体・知的・精神・児
相談支援事業所 サフラン	郷之原町 1 2 5 8 4 番地	0994-42-7220	身体・知的・精神・児

* 肝属地区障がい者基幹相談支援センター（肝属地区障がい者虐待防止センター）
福祉サービスに関すること、人間関係・家族関係のこと、不安や心配事などのご相談を受け付けています。
※計画相談は行っておりません。
(住所)鹿屋市向江町 29-2 (電話)身体:0994-35-4801 知的:0994-35-4802 精神:0994-35-4803

* 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所とは
障害福祉サービスの利用に当たり、利用する人の心身の状況や置かれている環境、利用に関する本人の意向などを勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画案の作成などを行います。



福祉サービスを使いたいな

市町村の福祉課や計画相談支援事業所、肝属地区障がい者基幹相談支援センターへ相談してください

相談の結果、サービスが必要な場合は市役所（町役場）担当窓口へ申請書を提出します



計画相談支援事業所と契約を結びます



必要な方には市町村（町役場）の職員が障がいの程度等の調査に来ることがあります



計画相談支援事業所の相談員が本人、家族から聞き取りを行った内容をもとに「サービス等利用計画案」を作成します

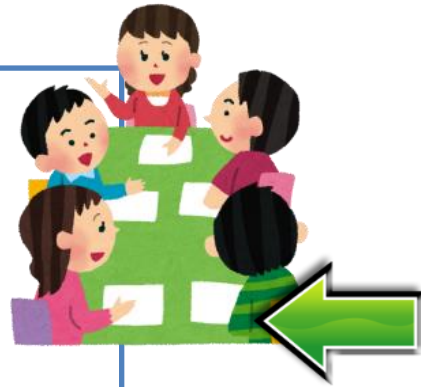
作成したサービス等利用計画案は計画相談支援事業所が市役所（町役場）に提出します。



市町村（町役場）がサービスの内容や量など支給決定をします

本人（家族）のもとに市役所（町役場）から障害福祉サービス受給者証と支給決定通知書等が送られてきます

サービス受給者証



サービス担当者会議を開催します
計画相談支援事業所はサービス事業者等とサービス等の調整を行います

会議で話し合った内容をもとに、「サービス等利用計画」を市役所（町役場）に提出します



利用するサービス事業者と契約をしてサービスの利用を開始します

利用者は原則として所得に応じた自己負担をサービス事業者に支払います

（*自己負担が発生しない方もいます。）



サービスを利用した後一定期間ごとにサービス内容の見直しを行います必要に応じて、サービス等利用計画の変更をします。（モニタリング）



サービス利用の相談から実際にサービスを利用するまでに一定の期間が必要となります。

早めのご相談をお願いします。

*サービス等利用計画案・サービス等利用計画の作成は無料です。

